

貯蓄預金

(平成26年4月1日現在)

1 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 貯蓄預金 愛称：基準残高 40万円のもの……貯蓄預金 型 基準残高 20万円のもの……貯蓄預金 型
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみ
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> 特に期間の定めはありません。
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 随時預入 1円以上 1円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 随時払い戻しできます。
6 利息 適用金利 利払頻度 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 貯蓄預金 型については基準残高を40万円、貯蓄預金 型については基準残高を20万円とし、毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は、当該期間における店頭表示の各々の「基準残高以上利率」を適用し、毎日の最終残高が基準残高未満となった期間は、当該期間における店頭表示の各々の「基準残高未満利率」を適用します。 毎年2月と8月の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする日割計算
7 税金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 貯蓄預金 型で、1ヶ月間(毎月1日から月末まで)に5回を超えて払い出しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払い出しについて、108円の手数料をいただきます。
9 付加できる特約事	<ul style="list-style-type: none"> マル優の取扱いができます。
10 中途解約時の取扱い	
11 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-414-051 フリーダイヤル 又は072 841 1192）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）- もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りにはご利用になれません。 預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）